

## 別表3 減免対象施設一覧表

- 1 根拠法令の欄の「条規」とは横浜市市税条例施行規則の略であり、条文は算用数字で示し、号は（ ）でくくって表示しています。  
 (例) 横浜市市税条例施行規則第21条の8の3第1号…条規21の8の3(1)
- 2 減免額等の欄の「資」とは資産割、「従」とは従業者割を示し、各々の欄の数字等が減免額や減免割合を示すものですが、×は適用がないことを示します。
- 3 減免を受けるためには、申告納付期限までに減免申請書(減免を受けようとする理由を明記し、事実を証明する書類を必ず添付)を提出することが必要です。

整理番号	減 免 対 象 施 設	減 免 額 等		根 拠 法 令
		資	従	
1	道路交通法第99条第1項〈指定自動車教習所〉の規定により指定を受けた指定自動車教習所	5 — 1 0	5 — 1 0	条規21の8の3 (1)
2	<p>道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者(その本来の事業の用に供する自動車の全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校(大学を除きます。))又は同法第124条に規定する専修学校の主催する旅行(その幼児、児童又は生徒のために行う旅行に限り。))の用に供した者に限り。))が当該事業の用に供する施設で事務所以外のもの</p> <p>◎資産割額及び従業者割額に次の算式によって得た率(少数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率)を乗じて得た額</p> $\frac{\text{当該旅行に係る自動車の走行km数の合計数}}{\text{当該者の本来の事業に係る自動車の総走行km数の合計数}} \times \frac{1}{2}$	左記の算式により計算した額	左記の算式により計算した額	〃(2)
3	酒税法第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	5 — 1 0	×	〃(3)
4	前記別表2の整理番号15に掲げる施設に係る事業を行う者(市内において250台以下のタクシーの台数を有する者に限り。))が当該事業の用に供するもの	全額	全額	〃(4)

整理 番号	減 免 対 象 施 設	減免額等		根拠法令
		資	従	
5	旧中小企業振興事業団法（昭和42年法律第56号）の施行前において旧中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）に基づく貸し付けを受けて設置された施設で、前記別表1の整理番号16に掲げる事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同番号16に掲げる施設に相当するもの	全額	全額	条規21の8の3 (5)
6	農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合及び森林組合連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設（前記別表1の整理番号12に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれらに類する施設を除きます。）	全額	全額	” (6)
7	事業を6箇月以上継続して休止（遊休状態のものは除きます。）した事業所用家屋	休止 期間 により 月割 計算 した 額	×	” (7)
8	課税標準の算定期間の末日前において前記別表1の整理番号2から30までに該当し、かつ、当該算定期間の末日現在において当該規定に該当しないこととなった事業所用家屋で当該算定期間において当該規定に該当していた期間の月数の当該算定期間の月数に対する割合（この割合の算定における月数は暦に従って計算し、1箇月に満たない端数を生じたときはこれを1箇月とします。）が10分の8以上であるもの	非課 税期 間に 応じ て月 割計 算し た額	×	” (8)
9	古紙の回収の事業の用に供する施設	5 － 10	×	” (9)

整理 番号	減 免 対 象 施 設	減免額等		根拠法令
		資	従	
10	専ら家具の製造又は販売の事業を行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設	5 — 10	×	〃 (10)
11	建築物の清掃及び設備管理の事業の用に供する施設で事務所以外のもの	×	全額	〃 (11)
12	綿の製造を行う者及び機械染色整理の事業を行う者で旧中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項<定義>に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管の用に供する施設	5 — 10	×	〃 (12)
13	前記別表2の整理番号11、13又は14に掲げる施設のうち、倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法に規定する一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で市内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が当該倉庫又は上屋それぞれについて、3万㎡未満であるもの	全額	全額	〃 (13)
14	災害によって損害を受け、事業の全部又は一部を15日以上継続して休止した事業所用家屋	休止 期間 により 月割 計算 した額	×	〃 (14)